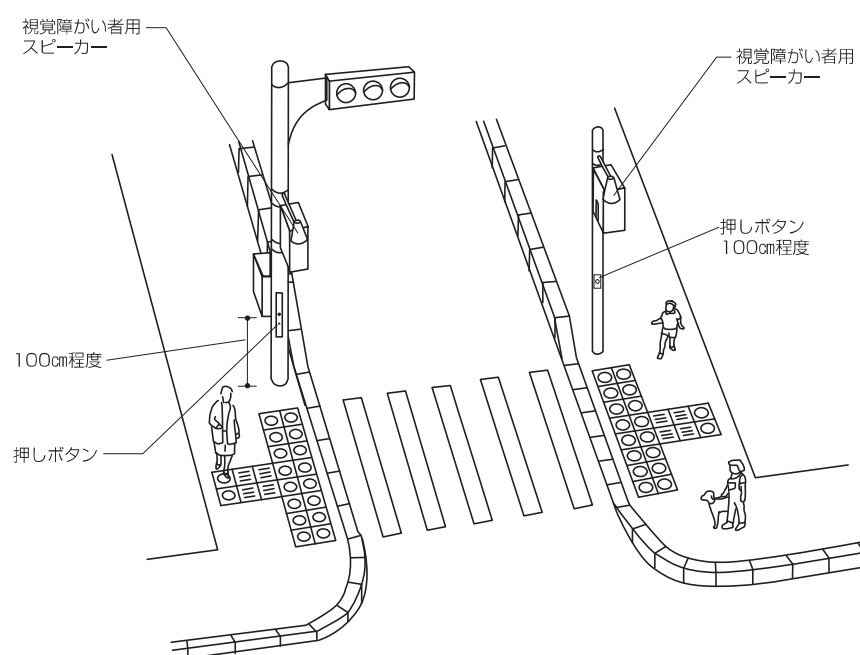
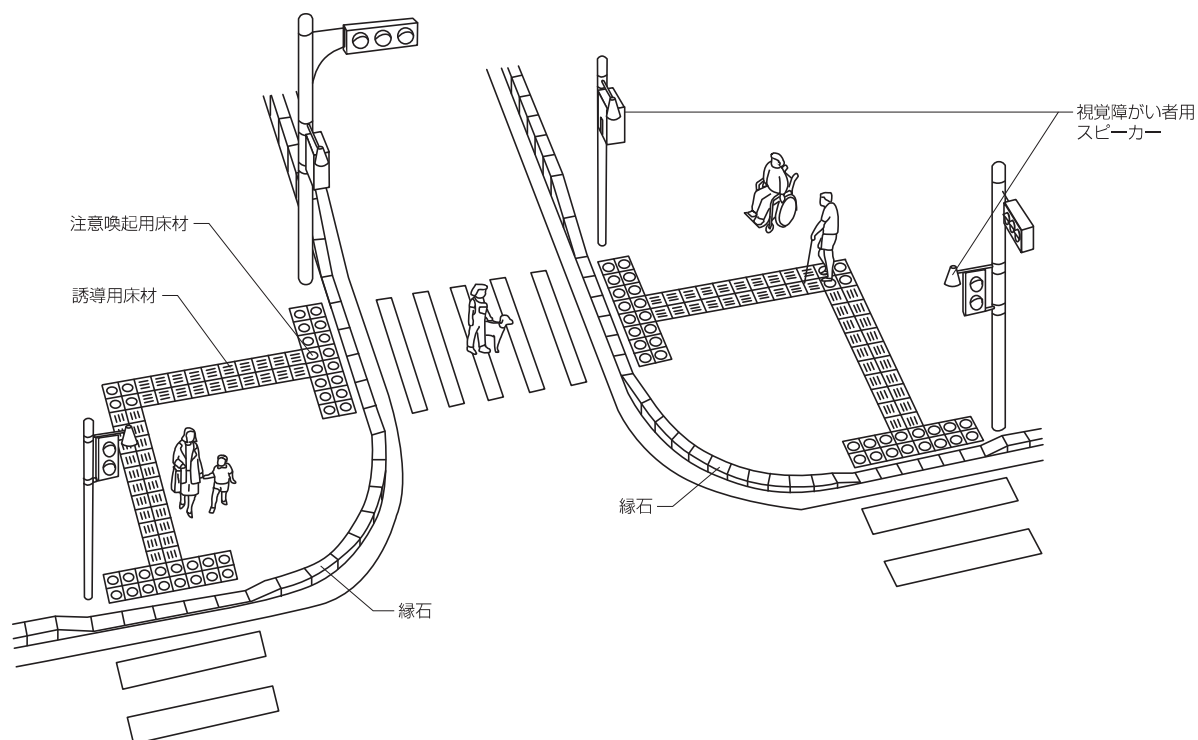


視覚障がい者用信号機（音響式信号機）は、付近に視覚障がい者の学校や施設があり、視覚障がい者の横断需要がある場所に必要に応じて設けることが望ましい。

□設計上の配慮事項

- ・音源は、横断歩道の両端とし、音源を結ぶ線はできるだけ横断歩道と平行になるようにする。
- ・音量は、正常な聴力を有する者が横断歩道付近で聴取できるようにする。
- ・視覚障がい者等が安全に横断できるように歩行者の「青」の時間を調整する。
- ・音源の近くには、視覚障がい者誘導用床材及び注意喚起用床材を併設する。

□音響式信号機の参考例



2

公衆電話所

電話は日常生活に欠かせない通信手段となっていることから、車椅子での利用に配慮するだけでなく、高齢者、視覚障がい者、聴覚障がい者等の利用にも配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 出入口は、幅を80cm以上とし、通行に支障となる段を設けない。
- ・ 出入口の戸は、車椅子使用者が開閉しやすい構造とする。
- ・ 車椅子が回転できるスペース（150cm以上×150cm以上）を設ける。
- ・ 電話機は、車椅子使用者が利用しやすいように、電話台も含めてダイヤル中心で90～95cm程度の高さとなるように設ける。また、電話台の下部には、車椅子で接近できるようスペース（高さ60～65cm程度、奥行き45cm程度）を設ける。
- ・ つえ使用者等の歩行困難者のために必要に応じて、手すりを設ける。
- ・ 電話機は、視覚障がい者、聴覚障がい者に配慮した機能を有するものを設ける。

（視覚障がい者対応）

- ・ カードで使用できるものとし、カード挿入口に点字表示をする。
- ・ 視覚障がい者用ダイヤルとする。

（聴覚・言語障がい者対応）

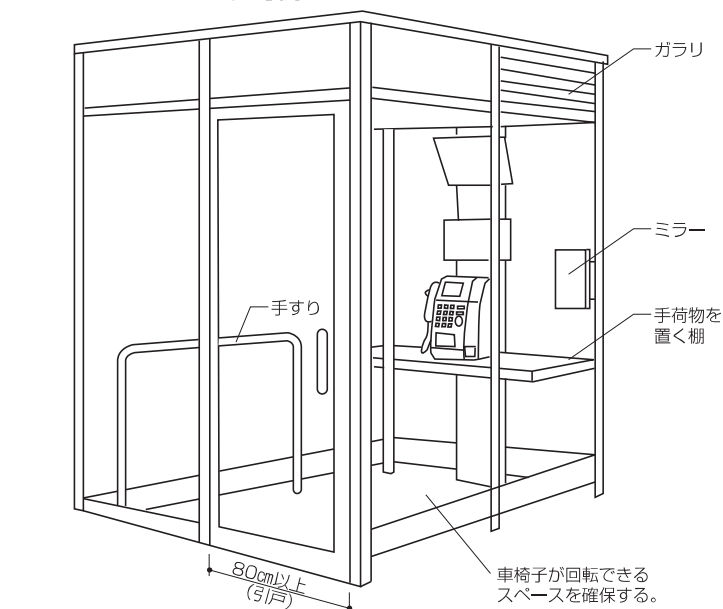
- ・ 音量増幅装置付き受話器とする。
- ・ 公衆ファックスを設ける。

（上肢巧緻障がい者対応）

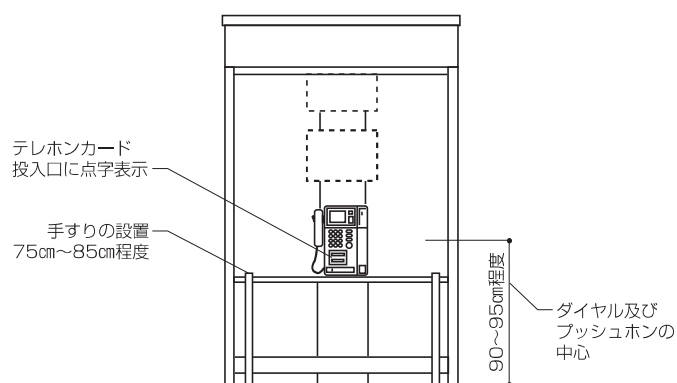
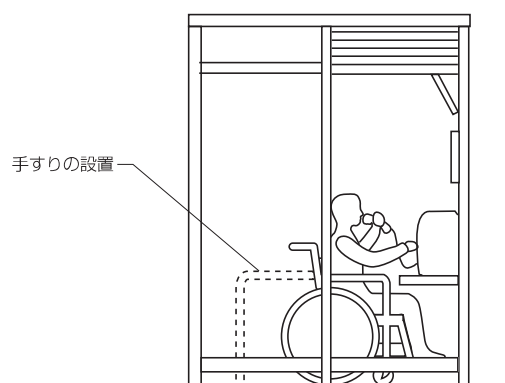
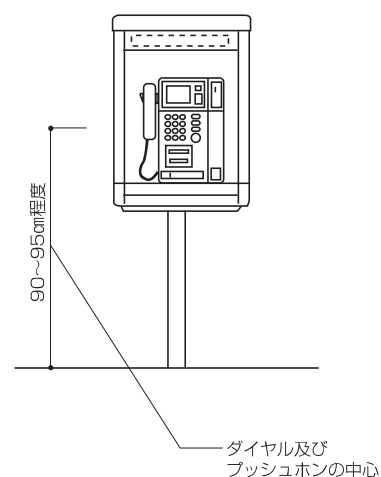
- ・ 上肢巧緻障がい者用プッシュホン式とする。

□ 公衆電話所の参考例

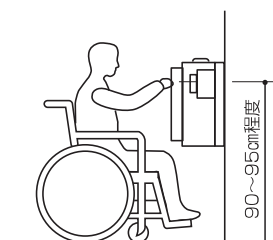
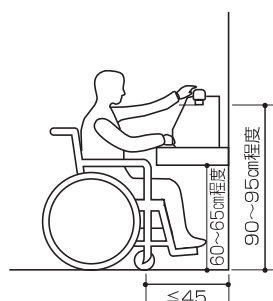
ボックス型の参考例



キャビネットの参考例



□ 音声増幅装置付受話器

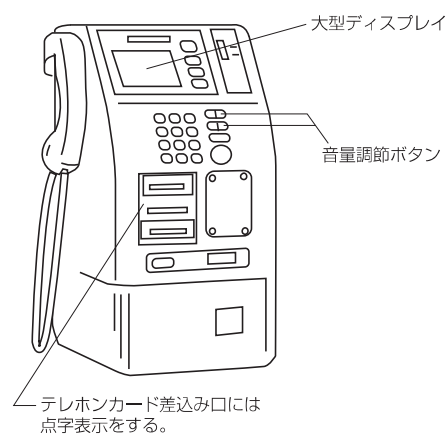


セットボタン



音量調節ダイヤル

デジタル公衆電話



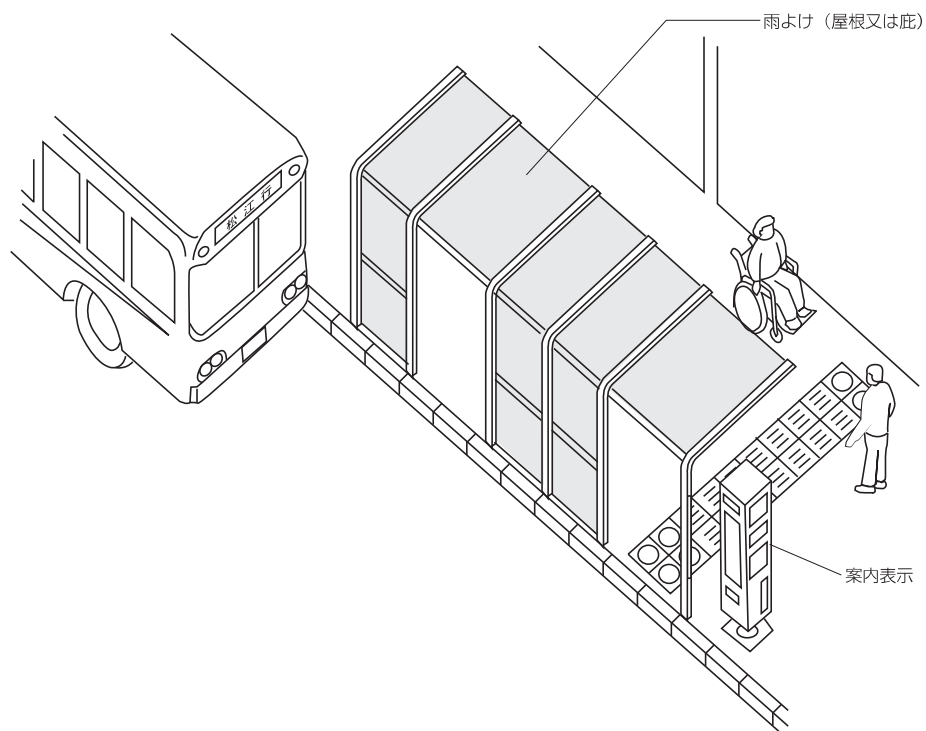
3 バスの停留所

バスは、車を運転することが困難な人などの重要な移動手段であり、乗り場へのアプローチがしやすいよう、また、雨天時や積雪時でも利用しやすいよう配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 駅やバスターミナル等には、バス乗り場を設ける。
- ・ 待ちだまりのスペースを十分にとり、利用者の乗降や他の歩行者に支障のないように配慮する。
- ・ 待ちだまりには、必要に応じてベンチ等を設ける。
- ・ 屋根又は庇を設ける。
- ・ 乗り場の表示は、わかりやすい場所に見やすい文字などで表示する。
- ・ 視覚障がい者のために誘導用床材、注意喚起用床材を設ける。
- ・ 行き先や路線図、時刻表など大きくわかりやすく標示した案内板を設ける。また、点字表示も併設する。

□バスの停留所の整備例



4

案内標識

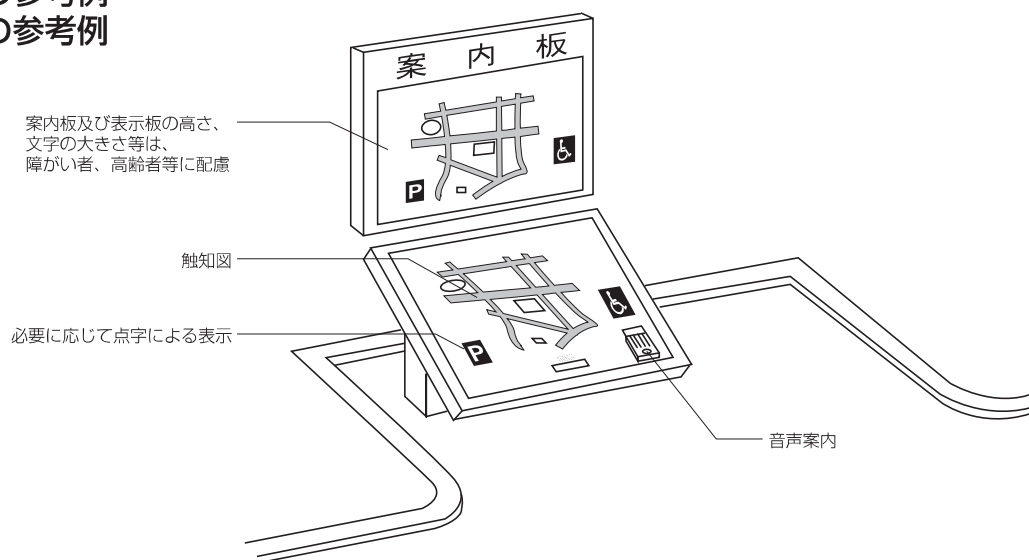
高齢者、障がい者等が見やすく理解しやすいように高さ、文字の大きさ、色等に配慮するとともに、通行の支障とならない位置に設け、必要に応じて点字で表示することが望ましい。

□参考とすべき事項

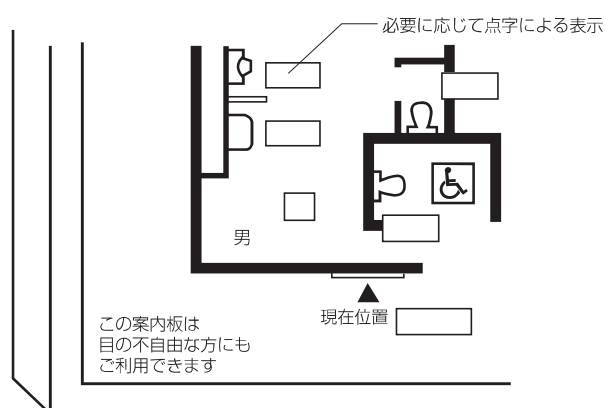
- ・吊下型又は、上部突出型の案内板・表示板は、視覚障がい者の通行の妨げにならないよう、下端を190cm以上の高さとする。
- ・表示は、大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインとし、彩度及び明度の差に配慮する。
- ・車椅子使用者にもわかりやすい位置に設ける。
- ・逆光や反射グレアーが生じないように、仕上げや位置、照明に配慮する。

案内標識の参考例

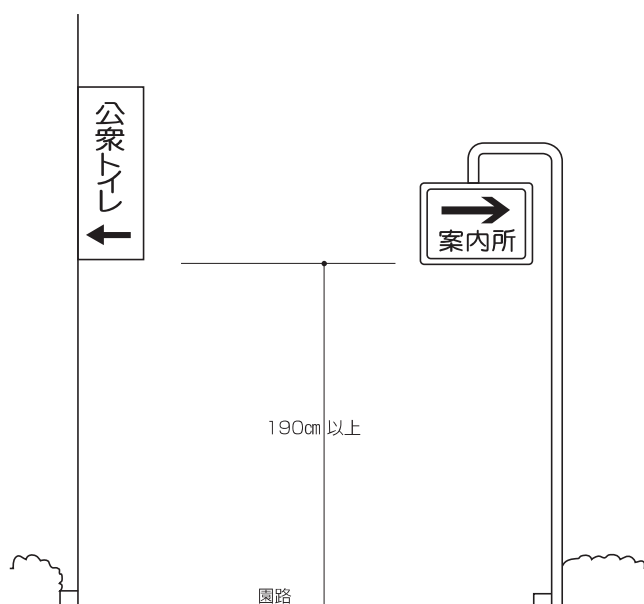
□案内板の参考例



□触知図の参考例



□吊下型・上部突出型の参考例



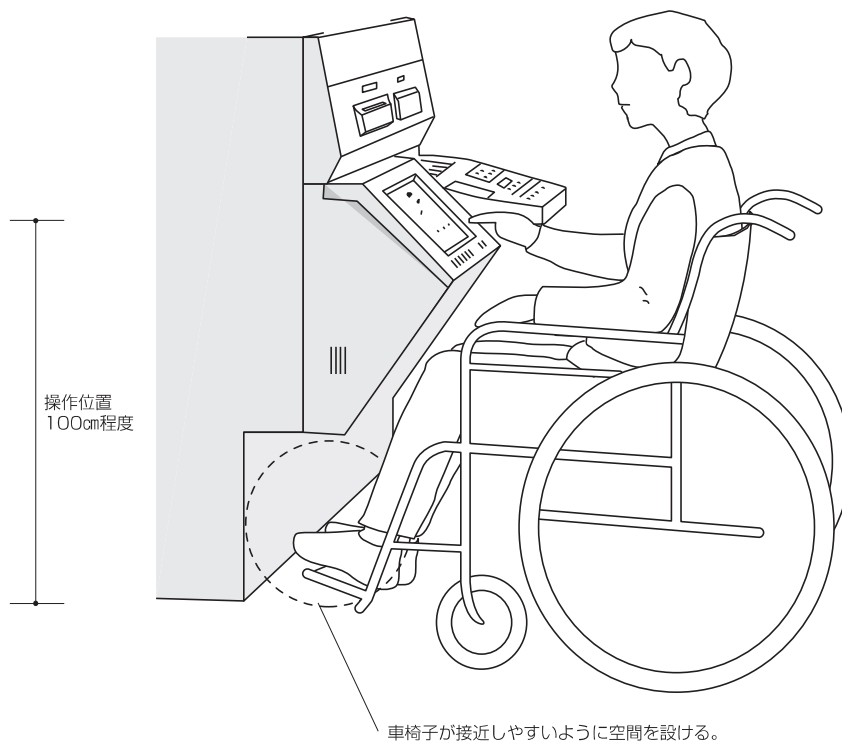
5 現金自動支払所

車椅子使用者や視覚障がい者が利用しやすいものとなるよう配慮することが望ましい。

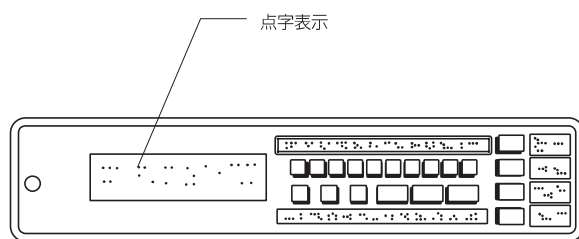
□参考とすべき事項

- ・ 操作ボタン及び金銭投入口の高さは、100cm程度とし、車椅子使用者が接近しやすいようカウンター下部に空間を設ける。
- ・ 利用しやすい高さに、インターホン、呼出ボタンを設ける。
- ・ 機械の前面には、車椅子が回転できるスペース（150cm以上×150cm以上）を設ける。
- ・ 操作部分には点字を併記するとともに、音声案内による操作が可能な案内用受話器（ハンドセット）を設ける。
- ・ 出入口や通路から機械まで、連続して視覚障がい者誘導用床材を敷設する。
- ・ 出入口は、幅を80cm以上とし、通行に支障となる段を設けない。
- ・ 出入口の戸は、車椅子使用者が開閉しやすい構造とする。

□現金自動支払機の参考例



現金自動支払機点字操作パネル



6

自動販売機

車椅子使用者や視覚障がい者が利用しやすいものとなるよう配慮することが望ましい。

□参考とすべき事項

- ・ 通行の支障とならない位置に設ける。
- ・ コイン投入口、操作ボタン及び取出口がそれぞれ高さ60～100cmの範囲内にあるものを設ける。
- ・ 操作ボタンには、品目、金額などを点字で表示する。

□ 自動販売機の参考例

